

障害者活躍推進計画

令和 2 年 3 月

海部南部水道企業団

障害者活躍推進計画

【 目 次 】

1	策定趣旨	1
2	計画期間	1
3	周知・公表	1
4	障害者雇用に関する課題	1
5	目標	2
	① 採用に関する目標	2
	② 定着に関する目標	2
6	取組内容	2
	① 障害者の活躍を推進する体制整備	2
	② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	2
	③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	3
	④ その他	3

障害者活躍推進計画

1 策定趣旨

令和元年6月に公布された改正障害者雇用促進法において、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、障害者の採用等に関する目標や推進体制、職務の選定・創出、環境整備・人事管理等を盛り込んだ「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を策定することとされたため、厚生労働大臣が作成した「障害者活躍推進計画作成指針」に即して障害者活躍推進計画を策定した。

2 計画期間

- この計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。
- なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 周知・公表

- 策定又は改定を行った計画は、全ての職員に周知するとともに、当企業団ホームページに掲載する。
- また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表する。

4 障害者雇用に関する課題

- 当企業団においては、これまでに障害者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備も特段行ってこなかった。

5 目標

①採用に関する目標

- 計画期間内に新たに障害者（1名）の採用を目指す。

（評価方法）

毎年度、採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。
ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。

②定着に関する目標

- なし

6 取組内容

①障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、総務課庶務係を障害者である職員の相談窓口とする。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 新規採用又は異動その他定期的に面談等を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
- 身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合は、労働局に相談し

つつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、障害者である職員に対しては定期的に面談を行い、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

④その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。